



# 第38期 定時株主総会 招集ご通知

2015年3月1日から2016年2月29日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

## 開催情報

日時: 2016年5月24日(火曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 札幌市中央区南3条西12丁目

札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階

(昨年とは開催会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。)

イオン北海道株式会社

証券コード: 7512

株主の皆さまへ

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

**イオン北海道株式会社**

代表取締役社長 星野三郎

### 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、本紙をご持参いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年5月23日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2016年5月24日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 札幌市中央区南3条西12丁目<br>札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階<br>会場が昨年と異なっております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。<br>また、受付は2階でございます。 |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第38期（2015年3月1日から2016年2月29日まで）<br>事業報告及び計算書類の内容報告の件   |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案   | 取締役7名選任の件  |
| 第3号議案   | 監査役1名選任の件  |

以 上

- 株主総会招集ご通知添付書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock\\_05.html](http://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock_05.html)）に掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 総会終了後、同会場において新任役員による講演を実施する予定です。お時間の許す限り引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使に関するお願い

### A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本紙をご持参ください。

### B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2016年5月23日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	3
(添付書類)	
事業報告 .....	13
計算書類	
貸借対照表 .....	29
損益計算書 .....	30
株主資本等変動計算書 .....	31
監査報告	
会計監査人の監査報告 .....	33
監査役会の監査報告 .....	34

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 発行済のA種種類株式につき、2015年7月14日までに全株式を取得及び消却したことに伴い、当社の発行する株式が普通株式のみとなったことから、現行定款の第6条（発行可能株式総数）の所要の変更を行うとともに、現行定款の第2章の2A種種類株式に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 塩、酒類、煙草類、米、切手印紙の販売</p> <p>3.～6. (条文省略)</p> <p>7. 上記各商品の卸及び輸出入業</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は130,500,000株、第2章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数は1,500,000株とする。</p> <p>(2) 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 塩、酒類、煙草類、米、切手印紙の販売及び古物の売買</p> <p>3.～6. (現行どおり)</p> <p>7. 上記各商品の卸、輸出入業及び賃貸業</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 A種種類株式</p> <p>第9条の2 当会社の、A種種類株式発行の内容について</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(1) 期末配当</p> <p>① 期末配当金額</p> <p>定款第30条第1項に定める期末配当を行う場合には本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）または本種類株式の登録質権者（以下「本種類登録質権者」という。）に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの期末配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率（第3項①において定める。以下同じ。）を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとし、以下「A種期末配当金」という。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）と同順位で支払う。</p> <p>② 非累積条項</p> <p>ある事業年度において本種類株主または本種類登録質権者に対して支払う期末配当の金額がA種期末配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 非参加条項</p> <p>本種類株主または本種類登録質権者に対しては、A種期末配当金を超えて期末配当を行わない。</p> <p>(2) 中間配当</p> <p>定款第30条第2項に定める中間配当を行う場合には、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとする。）を、普通株主、または普通登録質権者と同順位で支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 普通株式を対価とする取得条項  <u>取締役会の決定により、転換請求期間中に第3項に定める普通株式を対価とする取得請求権の行使のなかった本種類株式について、本種類株式の発行日から20年を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該本種類株式の全てを取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき、その時点におけるA種種類株式転換比率で普通株式を交付することができる。</u></p> <p>4. 議決権  <u>本種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>5. 上記各項の他、本条は各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制のさらなる強化と、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、社外取締役1名を増員し新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1 ほしの さぶろう 星野 三郎

再任

生年月日	1955年3月30日	所有する当社の普通株式数	23,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2002年2月 同社秋田事業部長 2004年2月 同社北海道事業部長 2006年9月 同社京葉事業部長 2008年8月 イオンリテール株式会社京葉事業部長 2009年9月 同社中部カンパニー支社長 2010年4月 同社執行役員 2011年2月 同社商品担当 2011年3月 同社常務執行役員 2011年4月 同社取締役 2012年3月 同社営業担当兼務 同社執行役員副社長 2013年3月 同社経営企画・開発担当 同社専務執行役員 2014年3月 当社顧問 2014年5月 当社代表取締役社長（現任）		
取締役候補者とした理由	星野三郎氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。当社のビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	星野氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		



## 2 たけがき よしひこ 竹垣 吉彦

再任

生年月日	1958年3月12日	所有する当社の普通株式数	9,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1980年4月 株式会社ダイエー入社                  2000年12月 株式会社長崎屋入社                  2008年9月 当社経営企画室長                  2009年3月 当社執行役員経営企画室長                  2010年9月 当社執行役員経営企画室長兼新規事業部長                  2011年3月 当社執行役員経営企画室長兼新規事業推進部長                  2011年5月 当社取締役（現任）                  当社執行役員事業本部長兼新規事業推進部長                  2012年9月 当社執行役員営業本部長                  2013年9月 当社執行役員総合企画本部長                  2015年3月 当社執行役員管理本部長                  2016年3月 当社執行役員管理本部長兼ダイバーシティ推進責任者（現任）</p>		
取締役候補者とした理由	<p>竹垣吉彦氏は、営業部門、管理部門を歴任した豊富な経験から、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応するための業務を遂行するとともに、コーポレート・ガバナンスに精通した取締役としてその推進に寄与しております。これらのことから企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
特別の利害関係	<p>竹垣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

### 3 はしもとまさる 橋本 優

再任

生年月日	1951年12月7日	所有する当社の普通株式数	2,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年8月 株式会社北海道ニチイ（現イオン北海道株式会社）入社 1990年6月 当社大谷地店長 1996年1月 当社春光店長 2000年2月 当社千歳店長 2005年4月 当社江別店長 2006年9月 当社営業本部営業企画部長 2007年8月 当社執行役員営業本部第二事業部長 2010年5月 当社取締役（現任） 2011年3月 当社執行役員事業本部第一事業部長兼S u C事業部長 2012年9月 当社執行役員営業本部第一事業部長兼S u C事業部長 2013年9月 当社執行役員営業本部長 2015年11月 当社執行役員営業本部長兼オムニチャネル事業部長 2016年3月 当社執行役員営業本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	橋本優氏は、店長や営業部門を歴任し、現場に精通した豊富な経験・知識を有しており、その知見を活かし営業本部長として、営業戦略を立案・実行し、当社の収益拡大に努めるとともに、事業運営の指導・提言を積極的に実践しております。これらのことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	橋本氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

### 4 しみずのぶあき 清水 信昭

再任

生年月日	1953年2月19日	所有する当社の普通株式数	3,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年4月 株式会社北海道ニチイ（現イオン北海道株式会社）入社 1993年2月 当社恵庭店長 2008年3月 当社執行役員営業管理本部総務部長 2008年9月 当社執行役員営業管理本部長兼総務部長 2009年3月 当社執行役員管理本部総務部長 2009年5月 当社取締役（現任） 2015年3月 当社執行役員管理本部副本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	清水信昭氏は、店長や管理部門を歴任し、豊富な経験・知識を有しております。人事・総務担当の管理副本部長として、事業部門を超えた客観的立場で実施する現場社員との対話や、リスクマネジメント等の施策への提言を通じて、当社の成長機会の発見や経営リスクへの対応力向上に貢献しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	清水氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 5 かさしま かずし 笠島 和滋

新任

生年月日	1961年2月8日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオンリテール株式会社）入社 2004年6月 同社日永店長 2010年5月 同社名岐事業部長 2012年3月 同社執行役員東近畿カンパニー支社長 2013年3月 同社執行役員南関東カンパニー支社長 2014年3月 同社執行役員営業企画本部長 2015年2月 当社商品本部副本部長 2015年3月 当社執行役員商品本部副本部長兼コーディネーター部長 2016年3月 当社執行役員商品本部長兼コーディネーター部長（現任）		
取締役候補者とした理由	笠島和滋氏は、グループ企業の店長や事業部長、カンパニー支社長を歴任し、GMS事業に関する幅広い知識と見識を有しております。その豊富な経験を活かし、商品本部長として商品政策を推進しながら当社の事業改革に取り組んでおり、取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	笠島氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 6 やの みちこ 矢野 美知子

（旧姓及び職務上の氏名 中田 美知子）

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1950年2月13日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1972年4月 北海道放送株式会社入社 1974年6月 フリーアナウンサーとして活動 1988年4月 株式会社エフエム北海道入社 2007年6月 同社取締役放送本部長 2011年6月 同社常務取締役 2015年5月 学校法人浅井学園理事（現任） 2015年8月 札幌大学客員教授（現任） 2015年8月 株式会社北海道二十一世紀総合研究会顧問（現任） 2016年3月 中道リース株式会社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	矢野美知子氏は、長年にわたり北海道の放送界に関わり、高い見識を有しておられます。その多様な経験と専門的知識を活かし、地域密着を推進する当社の企業価値向上及び女性の活躍推進などに向けた、建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	矢野氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

# 7 ひろべ まさゆき 廣部 眞行

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1956年3月3日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年4月 東京地方検察庁検事 1983年4月 函館地方検察庁検事 1985年4月 甲府地方検察庁検事 1987年4月 東京地方検察庁検事 1989年4月 札幌地方検察庁検事 1992年4月 千葉地方検察庁検事 1993年4月 弁護士登録 馬場正昭法律事務所弁護士 1994年4月 廣部眞行法律事務所弁護士 2005年4月 廣部・八木法律事務所弁護士（現任）		
社外取締役候補者とした理由	廣部眞行氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社の取締役会において、経営の健全性の確保及びガバナンスの強化に向けた議論に大いに貢献していただけると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	廣部氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、矢野美知子氏及び廣部眞行氏が選任された場合には、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うに善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。
2. 矢野美知子氏及び廣部眞行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 矢野美知子氏は、旧姓の中田美知子を職務上の氏名としております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役宮崎浩氏は辞任いたします。  
 つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。  
 なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

さがた けいじ  
**佐方 圭二**

新任

生年月日	1962年10月30日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1985年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2004年3月 イオンリテール株式会社伊賀上野店長 2011年2月 同社長野事業部長 2014年9月 同社北関東・新潟カンパニー総務部長 2015年2月 同社GMS事業サポートチームリーダー（現任） 2015年3月 当社社外取締役（現任） 2015年6月 イオンストア九州株式会社代表取締役（現任）		
監査役候補者とした理由	佐方圭二氏は、イオングループ企業の多様な業務経験を持ち、GMS事業に関する幅広い知識と見識を有しております。その専門的な知識をもとに、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	佐方氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 佐方圭二氏は、略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるイオンリテール株式会社の業務執行者であり過去2年間に同社より報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

以上

## 事業報告

(2015年3月1日から2016年2月29日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における北海道の経済状況は、個人消費・住宅投資の持ち直し、海外旅行客の増勢により好調を維持する観光業など経済状況の回復を牽引する要因により全体としては緩やかな回復基調となっております。

このような経済状況のなか、当社は中期経営計画の基本方針である「圧倒的な地域一番店・企業への挑戦」、「新たな成長領域への挑戦」、「信頼される企業経営への挑戦」、「革新的な企業風土づくりへの挑戦」の4つの「挑戦」を掲げ、営業活動に取り組んでまいりました。

「圧倒的な地域一番店・企業への挑戦」では、北海道での小売事業シェアNo.1を実現すべく、事業の拡大を進めてまいりました。2015年3月度に当社では7年ぶりの新店舗となる「イオン旭川駅前店」をオープンいたしました。イオン旭川駅前店は食品・H&BC（ヘルス&ビューティーケア）・フラワーの3つの売場で構成したお店であり、地域のお客さまから愛されるお店を目指し男山酒造の商品をはじめ地元旭川の商品を多数取り揃えております。また、イオン旭川駅前店は全国のイオングループの中でも屈指の外国人旅行客の来店が多いお店であるため、北海道観光の拠点として地域との相互送客をはかり、2015年度のモール全体の来店客数は800万人と想定を上回る水準で推移しております。

また、2015年9月1日には、株式会社ダイエーの北海道の総合スーパー（GMS）事業9店舗を承継し「新生イオン北海道」としての決意を新たにしてスタートしました。今回の承継により未出店エリアであった函館地区での事業展開、札幌市内については利便性の高い地下鉄駅直結の都市型店舗の運営を行うことになりました。商品に関してもお客さまから支持の高い「食」にこだわったダイエーの品揃えに加えて、イオン北海道の地域密着の品揃えを融合させたことにより、承継店舗の営業利益については計画を上回ることができました。今回の承継の結果、北海道におけるイオングループ小売事業シェアNo.1に向けた取り組みを着実に進めることができました。

また、既存店舗については、多様化していくお客さまニーズに対応するため、前事業年度から引き続き店舗活性化に取り組まれました。2015年4月度には当社の新しい衣料品売場のモデルとしてイオン札幌平岡店の衣料品売場の大規模活性化を行い、好事例の水平展開を行いました。収益の大きな柱である、テナント事業についても9月度にイオンモール旭川西、11月度にイオン札幌元町ショッピングセンターの2店舗で大型の活性化を行いました。活性化店舗は好調な実績を確保しており、お客さまからご支持を頂戴しております。結果売上高は改善へ転じ、第4四半期については既存店売上高前期比101.3%となりました。

「新たな成長領域への挑戦」では、市場規模の拡大を続ける外国人旅行者市場への対応（インバウンド対応）において、免税対応店舗の拡大、Wi-Fi環境の導入、フロアガイドの多言語化などの環境整備を行いつつ、現地雑誌・フリーペーパーなどへの広告出稿や北海道の宿泊施設へのパン

フレットの設置などの販売促進にも取り組みました。このような取り組みによりインバウンド対応の売上高については前年の約6.8倍と大きく伸長することができました。

同じく市場の成長が期待できるネットスーパー事業については、ダイエーのネットスーパー事業の承継による売上高の増大に加え、イオンの電子マネーWAONで決済をすることができる新しいシステムの導入や、イオンの恒例企画であるWAONカードとイオンカードでのお支払いで5%割引となる「お客さま感謝デー」の導入など、事業の拡大とお客さま満足の向上を追求した結果、ネットスーパー事業の既存店売上高前期比は103.7%と着実に成果に結びついております。

「信頼される企業経営への挑戦」では、ご利用金額の0.1%を地域に還元するご当地WAONとして、新たに「あさひかわWAON」を2015年3月度に発売いたしました。「あさひかわWAON」は、旭山動物園への支援・旭川中心市街地のにぎわい創出に寄与するWAONカードとなっており、2016年2月末現在で2万枚以上を販売いたしました。2015年度につきましては当社から、ほっかいどう遺産WAONで1,116万円、ご当地WAON全体で1,298万円の寄付金を贈呈いたしました。また、北海道に根差す企業として「地産地消」を進めるとともに、イオングループの圧倒的な販売網を活用し「地産外消」にも積極的に取り組んでまいりました。9月度には本州のイオン店舗で「北海道大収穫祭」を、10月度には九州のイオン店舗で「北海道フェア」を、さらに経済産業省より「グローバル農商工連携推進事業」に認定をいただき、中国（China）各地のイオン店舗にて「北海道フェア」を開催し、道産商品の消費拡大・北海道経済の発展に寄与いたしました。

「革新的な企業風土づくりへの挑戦」では、前事業年度にダイバーシティの実現に向けて発足した「女性活躍推進セミナー」をさらに発展させ、対象者を男性にも拡大した「次世代リーダー研修」を開催いたしました。次世代の幹部候補に必要な経営視点・知識を養い、積極的な経営参画を促すものであり、参加者の中から店長を輩出するなど、実務レベルでもその役割を果たしております。また、前事業年度に引き続きパート社員による業務改善活動「チーム改善活動」に取り組みました。在庫管理や製造効率などの生産性の向上や、接客対応などのお客さま満足の向上に関わる取り組みなど、様々な営業活動の改善に関わる取り組みを現場に最も近いパート社員から主体的に発表をする場となっており、結果、当社の人時生産性の改善に寄与しております。

以上の取り組みの結果、当事業年度における経営成績は、売上高1,703億5百万円（前期比109.0%）と、ダイエー店舗の承継もあり前期実績を超過し、売上総利益率についても、前期実績から0.2ポイント改善いたしました。営業利益については、既存店舗は増益を確保し、さらに承継コストを計画内におさめたことにより公表数値を上回ることができました。また、貸倒引当金戻入額などによって経常利益については80億2百万円（前期比103.1%）、当期純利益については41億83百万円（前期比101.0%）となり、いずれも増益となりました。このように、当社が特に重視している指標である売上高営業利益率については5期連続で4%以上、自己資本当期純利益率（ROE）については6期連続で10%以上を維持しており、安定した業績を収めることができっております。

## ② 部門別売上高の状況

2015年度の部門別の売上高の状況は、以下のとおりであります。

衣料品部門に関しましては、専門店に負けない品揃えに取り組んだ靴部門が売上高前期比102.8%と伸長することができました。なかでも大型活性化を行ったイオン札幌平岡店の靴売場は売上高前期比113.1%と大きく伸長し当社1番の靴売場となりました。このような活性化の成功事

例を参考にし、全店の売場改善に取り組みました。結果、暖冬の影響による冬物販売の遅れなど外的環境による影響がありましたが、実績としては346億30百万円（既存店売上高前期比96.6%）と前年実績から3.4ポイントのマイナスに留めることができました。

食品部門に関しましては、「即食」「個食」「健康」などのお客さまニーズの高まりに対応するため、少量パックの品揃えの拡充、カット野菜などの簡便商材のアイテム数の拡大、量り売りバイキングの導入を行ったサービスデリグループが既存店売上高前期比103.0%と伸長することができました。また、健康志向の高まりを受けてオーガニック商品や機能性食品の品揃えの拡大に取り組んだ加工食品グループは既存店売上高前期比100.7%、消費の二極化に対応するためにいままでの品揃えにはない上質な牛肉など高品質商品の品揃えを強化した畜産グループは既存店売上高前期比101.7%となりました。結果、お客さまニーズの変化を意識しLMD改革を進めた食品部門については995億8百万円（既存店売上高前期比100.6%）と前期以上の実績を確保することができました。

住居余暇部門に関しましては、お客さまの「美」へのこだわりにお応えするためにイオン旭川駅前店の成功事例を取り入れた活性化を進めてまいりました。北海道初のコスメブランドや今までの品揃えにはなかった高品質・高単価商品の拡充、専門店のように見やすく・清潔感溢れるこだわりの売場演出など、「地域一番」の「美」にこだわりをもったお店づくりに取り組みました。また、市場規模の拡大が進むシニア市場への対応としては、高価格帯歯ブラシや義歯関連商品・排泄用品などの品揃え強化を行いました。老若男女問わず便利に楽しくご利用いただける売場づくりに取り組んだH&BC（ヘルス&ビューティーケア）グループは既存店売上高前期比101.0%と売上高の増大に寄与いたしました。結果、住居余暇部門の売上高は341億21百万円（既存店売上高前期比99.8%）と前期なみの実績を確保することができました。

## (2)設備投資の状況

当事業年度の設備投資額 120億86百万円のうち主たるものは次のとおりであります。

・札幌平岡店土地等取得	69億19百万円
・既存店売場改装等投資	12億45百万円
・旧東苗穂店取得	10億11百万円
・既存店設備等改修	7億31百万円

## (3)資金調達の状況

長期借入金の返済資金、新店投資及び土地取得等の設備投資資金を目的に、長期借入金で160億円を調達いたしました。

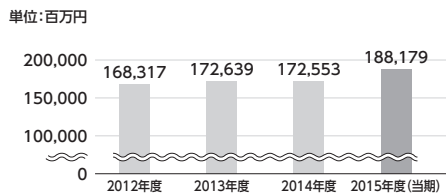


(4)財産及び損益の状況

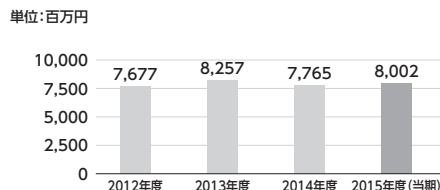
区 分	2012年度 (第35期)	2013年度 (第36期)	2014年度 (第37期)	2015年度 (第38期)
	(2012年3月1日から 2013年2月28日まで)	(2013年3月1日から 2014年2月28日まで)	(2014年3月1日から 2015年2月28日まで)	(2015年3月1日から 2016年2月29日まで)
営業収益	168,317百万円	172,639百万円	172,553百万円	188,179百万円
経常利益	7,677百万円	8,257百万円	7,765百万円	8,002百万円
当期純利益	3,038百万円	5,036百万円	4,141百万円	4,183百万円
1株当たり当期純利益	29円25銭	48円47銭	39円85銭	39円95銭
総資産	88,672百万円	86,790百万円	87,183百万円	103,885百万円
純資産	22,776百万円	27,130百万円	30,321百万円	34,144百万円
1株当たり純資産額	218.83円	260.46円	290.89円	322.67円

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出しております。  
 4. 第38期の営業収益の増加は、主に株式会社ダイエーの北海道総合小売事業を吸収分割により承継したことにより増す。

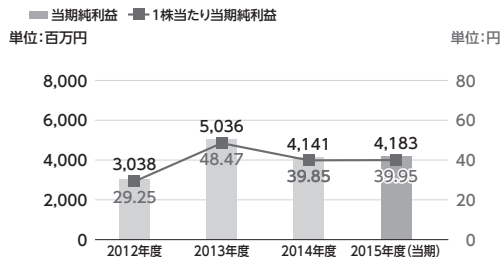
営業収益



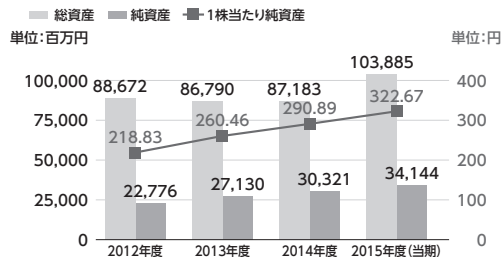
経常利益



当期純利益



総資産/純資産



## (5)重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

当社の親会社は、イオン株式会社であり、同社は、当社の議決権比率81.4%（うち間接保有0.4%）を保有しております。

### ②親会社との間の取引に関する事項

親会社は、純粋持株会社であり、当社と店舗の運営指導等の取引があります。同社との取引においては、一般取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定することに留意しております。また、事業運営については、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

なお、当事業年度において、当社は、親会社が保有する当社のA種種類株式すべて（1,500,000株）について同社から取得請求があったため、そのすべてを取得し、その対価として、同社に対して普通株式（4,500,000株）を交付いたしました。A種種類株式1株当たりの配当金額は、元来の普通株式1株当たりの配当金額に転換比率である3を乗じた金額であり、普通株式と同順位で配当を行っていたことから、当社取締役会は、本転換による配当総額には影響がないため、当該取引が当社の利益を害さないものと判断しております。

### ③子会社の状況

該当事項はございません。

## (6)対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略を推進するために、特に当社が取り組むべき以下の「4つの挑戦」について具体的施策を実施してまいります。

### ①圧倒的な地域一番店・企業への挑戦

これまでの当社の業績向上の原動力となっている売場の活性化についてさらに進化させて取り組んでまいります。直営売場とテナント売場の活性化を一体となって計画的に進め、より効果的・効率的な活性化投資を追求していく一方で、お客さまがゆっくりお買い物をしていただけるような休憩場所の確保や安全対策に関する設備投資を積極的に実施してまいります。

また、カード利用顧客の拡大を進めてまいります。WAONという他社にない差別化の武器を最大限に活用すべく、会員の拡大を図るとともにWAONの利便性や優位性を高めて魅力あるカードに育てることで、カード利用率を高めてお客さまとイオンのつながりを一層深めてまいります。

さらに、2015年9月のダイエー事業の承継によるシナジーを早期に発揮し、強固な事業基盤を構築するとともに、今まで以上にお客さま満足の向上を目指してまいります。

### ②新たな成長領域への挑戦

まいばすけっと事業では、大都市シフトとして一極集中化が進む札幌での小型スーパーの事業化を加速させてまいります。また、イオンが推進するデジタルシフトの取り組みと連動させて、ネット環境を整備し、イオンのオムニチャネル事業の実用化に向けて積極的に取り組んでまいります。また、シニアシフトでは特に食品やH&BC（ヘルス&ビューティケア）の分野において健康志向の視点を重視した新たな商品、売場の提案を行い、活性化店舗や新店等に積極的に取り入れてまいります。

### ③信頼される企業経営への挑戦

当社は、基本の徹底を大切にするとともに、効率経営を推進し経営の安定化を図り、安全・安心を提供し続けて企業としての社会的責任を果たしてまいります。赤字店舗の黒字化と赤字部門の圧縮に継続して積極的に取り組むとともに、キャッシュフロー経営を徹底し、バランスのとれた財務戦略を推進いたします。また、リスク管理の強化と対策の徹底を図るべく、店舗監査の取り組みを強化してまいります。そして、真のリーディングカンパニーを目指し、地域に根差した店づくり、企業づくりを実践すべく、環境・社会貢献活動に取り組んでまいります。

### ④革新的な企業風土づくりへの挑戦

以上のような取り組みに果敢に挑戦する企業集団となるべく、革新的な企業風土づくりに取り組んでまいります。そのためには、意欲ある従業員が活躍できる環境づくりを進めてまいります。なかでもダイバーシティ推進に取り組むことにより、女性の視点を取り入れ、常にお客さまに新しい価値を提供することを目指してまいります。さらに自ら考え行動できる環境づくり、チーム意識を醸成する環境づくりにも積極的に取り組み、現場力の底上げや人材の活性化を図ってまいります。

## (7)主要な事業内容（2016年2月29日現在）

- ①肌着・婦人衣料・子供衣料・紳士衣料・服飾雑貨等の衣料品全般、生鮮食品・加工食品等の食料品、家庭用品・日用雑貨、玩具、靴、家具製品、装飾品雑貨等の販売
- ②テナントの管理・運営

(8)主要な営業所 (2016年2月29日現在)

①本店 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

②イオン、S u C (北海道内41店舗)

所在地	店舗名	所在地	店舗名
札幌市 (14店舗)	イオンモール札幌苗穂	小樽市	イオン小樽店
	イオンモール札幌発寒	北見市	イオン北見店
	イオンモール札幌平岡	紋別市	イオン紋別店
	イオン札幌桑園S C	伊達市	イオン伊達店
	イオン札幌元町S C	根室市	イオン根室店
	イオン札幌西岡S C	室蘭市	イオン室蘭店
	イオン札幌藻岩店	登別市	イオン登別店
	イオン札幌琴似店 ※	岩見沢市	イオン岩見沢店
	イオン新さっぽろ店 ※	釧路市	イオンモール釧路昭和
	イオン札幌麻生店 ※	苫小牧市	イオンモール苫小牧
	イオン東札幌店 ※	三笠市	S u C三笠店
	イオンカテプリ新さっぽろ店 ※	名寄市	イオン名寄S C
	イオン札幌栄町店 ※	滝川市	イオン滝川店 ※
	S u C手稲山口店	函館市	イオン湯川店 ※
旭川市 (4店舗)	イオンモール旭川西	北斗市	イオン上磯店 ※
	イオン旭川春光店	厚岸町	イオン厚岸店
	イオン旭川永山店	新ひだか町	イオン静内店
	イオン旭川駅前店	余市町	イオン余市店
石狩市	S u C石狩緑苑台店	釧路町	イオン釧路店
江別市	イオン江別店		
千歳市	イオン千歳店		
帯広市	イオン帯広店		

③小型店 (北海道内 まいばすけっと34店舗、イオンバイク1店舗)

札幌市 (35店舗)	MY B南1条西10丁目店	MY B南4条東4丁目店	MY B南5条西10丁目店
	MY B南8条西4丁目店	MY B南17条西12丁目店	MY B北1条東1丁目店
	MY B北1条東3丁目店	MY B北2条東7丁目店	MY B北5条西10丁目店
	MY B北5条西22丁目店	MY B北11条東8丁目店	MY B北14条東15丁目店
	MY B北19条西4丁目店	MY B北21条西4丁目店	MY B北22条東15丁目店
	MY B北23条西3丁目店	MY B北23条西5丁目店	MY B北25条東16丁目店
	MY B北30条西5丁目店	MY B宮の森2条店	MY B二十四軒1条5丁目店
	MY B二十四軒3条4丁目店	MY B八軒3条東4丁目店	MY B平岸3条8丁目店
	MY B旭町3丁目店	MY B月寒中央通4丁目店	MY B新琴似6条1丁目店
	MY B南郷通7丁目北店	MY B厚別中央2条4丁目店	MY B北14条東14丁目店
	MY B八軒1条西1丁目店	MY B月寒東5条16丁目店	MY B南7条西15丁目店
	MY B北23条東1丁目店	A B札幌平岡店	

- (注) 1. S C : ショッピングセンター、S u C : イオンスーパーセンター、MY B : まいばすけっと  
A B : イオンバイク  
2. ※印の9店舗は、2015年9月1日に株式会社ダイエーの吸収分割により承継いたしました。  
3. イオン旭川駅前店は、2015年3月27日にオープンいたしました。  
4. まいばすけっとは、小型スーパーであります。  
当事業年度は、5店舗をオープンし、3店舗を閉店いたしました。  
5. イオンバイクは、サイクル専門店であります。

6. 事業年度終了後に、以下の店舗をオープンしております。  
 2016年4月1日 MY B北7条西17丁目店
7. 事業年度終了後に、以下の店舗を閉店しております。  
 2016年4月13日 MY B平岸3条8丁目店  
 2016年4月20日 MY B北1条東3丁目店

### (9)使用人の状況 (2016年2月29日現在)

区分	使用人数名	前期末比増減名	平均年齢歳	平均勤続年数年
男性	1,020	153	45.8	15.6
女性	332	14	37.3	11.7
計または平均	1,352	167	43.6	14.6

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向社員113名を含んでおりますが、他社への出向社員21名を含んでおりません。  
 2. 使用人数には、最近1年間の平均臨時従業員数 6,252名（パートタイマーは、1人当たり1ヶ月160時間換算）を含んでおりません。  
 3. 前期末に比べて使用人数が167名増加している主な理由は、株式会社ダイエーの総合小売事業9店舗を承継したことによります。

### (10)主要な借入先の状況 (2016年2月29日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	6,050百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,490百万円
株式会社みずほ銀行	3,285百万円
北海道信用農業協同組合連合会	3,190百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,087百万円

## 2. 株式に関する事項 (2016年2月29日現在)

### ・株式の状況

#### ①発行可能株式総数

普通株式	130,500,000株
A種種類株式	1,500,000株

#### ②発行済株式の総数

普通株式	106,211,086株 (自己株式 718,428株を含む)
------	---------------------------------

(注) 当事業年度において、当社の親会社であるイオン株式会社より、同社が保有するA種種類株式の転換請求が当社にあったため、2015年7月14日付でA種種類株式1,500,000株を当社が取得し、普通株式4,500,000株へ転換して同社に交付しております。当社が取得したA種種類株式は、2015年7月14日付で消却いたしました。なお、本消却により、発行したすべてのA種種類株式の消却を完了いたしました。

また、2015年9月1日に、株式会社ダイエーの北海道地域における総合小売事業の一部を承継し、その対価として普通株式1,522,070株を同社に割当交付しております。

#### ③単元株式数 100株

#### ④株主数

普通株式	42,444名
------	---------

⑤上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	85,463,070株	81.0%
加藤産業株式会社	1,200,000株	1.1%
イオン北海道従業員持株会	944,519株	0.9%
株式会社北洋銀行	559,400株	0.5%
総合商研株式会社	421,800株	0.4%
イオンリテール株式会社	404,720株	0.4%
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	380,000株	0.4%
東洋水産株式会社	319,500株	0.3%
モリリン株式会社	300,000株	0.3%
株式会社北海道銀行	280,000株	0.3%

- (注) 1. 持株比率の算定は、自己株式 718,428株を除外して計算しております。  
2. A種種類株式はすべて消却いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2016年2月29日現在)

名称 (発行日)	区分	新株予約 権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	行使可能期間	権利行使に際して 出資される財産の 価 額	保有する 者の人数
第3回 (2009年度) 新株予約権 (2010年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	75個	普通株式 7,500株	自 2010年5月31日 至 2025年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名
第4回 (2010年度) 新株予約権 (2011年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	150個	普通株式 15,000株	自 2011年5月31日 至 2026年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名
第5回 (2011年度) 新株予約権 (2012年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	120個	普通株式 12,000株	自 2012年5月31日 至 2027年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名
第6回 (2012年度) 新株予約権 (2013年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	225個	普通株式 22,500株	自 2013年5月31日 至 2028年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	3名
第7回 (2013年度) 新株予約権 (2014年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	225個	普通株式 22,500株	自 2014年5月31日 至 2029年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	3名
第8回 (2014年度) 新株予約権 (2015年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	310個	普通株式 31,000株	自 2015年5月31日 至 2030年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	4名

(注)新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権の行使をする条件は、当社の取締役または監査役の地位にあることとなります。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとします。

(2)当事業年度中に職務の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2016年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	星野三郎	
取締役	山田重道	常務執行役員商品本部長
取締役	竹垣吉彦	執行役員管理本部長
取締役	橋本優	執行役員営業本部長兼オムニチャネル事業部長
取締役	清水信昭	執行役員管理本部副本部長
取締役	佐方圭二	イオンリテール株式会社GMS事業サポートチームリーダー兼イオンストア九州株式会社代表取締役
常勤監査役	福元英介	
監査役	吉岡征雄	彩北法律事務所代表兼マックスバリュ北海道株式会社社外監査役
監査役	福岡真人	マックスバリュ北海道株式会社監査役(常勤)
監査役	宮崎浩	イオンリテール株式会社経営企画部長

- (注) 1. 佐方圭二氏は、社外取締役であります。  
 2. 吉岡征雄、福岡真人、宮崎浩の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、吉岡征雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役名古屋則雄氏及び渡部まき氏は、2015年5月22日をもって監査役を辞任いたしました。  
 5. 取締役山田重道氏は、2016年3月7日付にて、イオントップバリュ株式会社MDサポート本部長に異動をしております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役のうち吉岡征雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うに善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。

### (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	112百万円
(うち社外取締役)	(0)名	-百万円
監査役	5名	18百万円
(うち社外監査役)	(3)名	(6)百万円
合計	11名	131百万円

- (注) 1. 支給額には、当事業年度中に役員業績報酬引当金として費用処理した41百万円を含んでおります。  
 2. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役4名、合計10名であります。支給人員につきましては、任期満了により退任した取締役2名(うち1名は無報酬)、監査役1名及び辞任した監査役2名(うち1名は無報酬)が含まれております。また、当事業年度末現在の役員数には、無報酬の取締役1名(社外取締役)及び監査役1名(社外監査役)が含まれております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、2007年5月30日開催の第29回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、用人分給与は含まない)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2001年5月24日開催の第23回定時株主総会において、年額 30百万円以内と決議いただいております。
5. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。
6. 社外役員が、当社の親会社または当該親会社の子会社（当社を除く）から受けている役員報酬等の総額は18百万円です。

#### (4)社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役佐方圭二氏は、イオンリテール株式会社のGMS事業サポートチームリーダーと、イオンストア九州株式会社の代表取締役を兼務しております。イオンリテール株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、商品の仕入等の取引があります。イオンストア九州株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、当社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役吉岡征雄氏は、彩北法律事務所を開設しており、またマックスバリュ北海道株式会社の社外監査役を兼務しております。マックスバリュ北海道株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、建物の賃貸借等の取引があります。
- ・監査役福岡真人氏は、マックスバリュ北海道株式会社の監査役を兼務しております。マックスバリュ北海道株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、建物の賃貸借等の取引があります。
- ・監査役宮崎浩氏は、イオンリテール株式会社の経営企画部長を兼務しております。イオンリテール株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、商品の仕入等の取引があります。

##### ②当事業年度における主な活動状況

- ・社外役員の当事業年度における主な活動状況及び取締役会、監査役会における発言状況

氏名	会社役員の地位	主な活動内容
佐 方 圭 二	取 締 役	2015年5月22日就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、GMS事業に関する豊富な知識に基づき取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適宜助言、提言を行っております。
吉 岡 征 雄	監 査 役	当期開催の取締役会11回のすべてに出席し、また当期開催の監査役会11回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験からコンプライアンスの視点に基づき議案審議等に適切かつ必要な助言、提言を行っております。
福 岡 眞 人	監 査 役	2015年5月22日就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、また就任後開催の監査役会9回のすべてに出席し、専門的立場から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性の確保並びに監査機能の充実のための助言、提言を行っております。
宮 崎 浩	監 査 役	2015年5月22日就任後に開催された取締役会9回のすべてに出席し、また就任後開催の監査役会9回のすべてに出席し、イオンリテール株式会社経営企画部長としての専門的な知識・経験を活かして助言、提言を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

- (1)名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 39百万円
- (3)当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 39百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4)監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画にかかる監査時間・要員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

### (5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、また、監査役会で実施する会計監査人の評価が著しく相当性を欠き、適正に職務を遂行することが困難と認められるときは、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関して下記のとおり取締役会で決議しております。(最終改定 2015年4月9日)

#### ①当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 職務の執行にあたっては、2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、法令あるいは定款の違反を未然に防止する。
- ロ. 「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長としてコンプライアンス経営の監視、統制を確保する。
- ハ. 取締役及び使用人が他の取締役などの法令及び定款の違反行為を発見した場合は、ただちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ニ. 当社はグループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期に発見し是正するため、当社に関連する事項は当社の管理担当役員に報告される。

#### ②当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会並びに経営執行会議の決定に関する記録については、取締役会規則などに則り、作成、保存及び管理を行う。
- ロ. 職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報につき、これに関する資料と共に該当する文書管理規程に基づいて、適切に保存し管理する。
- ハ. 個人情報保護については、グループ規程及び個人情報管理諸規程に基づき対応し管理する。

#### ③当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 各部門の所管する以下のリスクについて、人命の安全と事業の継続を確保するための環境と体制を整備する。

- (i)地震、洪水、火災、事故などの災害により重大な損失を被るリスク。
  - (ii)取締役及び使用人の不適切な業務の執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク。
  - (iii)その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク。
  - ロ. 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係る経営リスクについては、コンプライアンス委員会及び担当部署において規則・業務手順書の制定・マニュアルの作成・配布及び研修などを実施することにより全従業員に徹底する。
  - ハ. 全社的なリスクは総務部が統括し、各部署が所管するリスクは各部署の長が、リスク管理の状況を把握し取締役会及びコンプライアンス委員会などにおいて定期的に報告し、分析、対策を実施する。
  - ニ. 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実などの発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含め以下のように対応する。
    - (i)不法不当な要求行為に対しては断固としてこれを拒否する。
    - (ii)株主権の行使に関し、財産上の利益を供与しない。
    - (iii)法令と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。
- ④当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制
- イ. 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、会社規程に従い、各部門の会議、予算会議、開発会議、及び経営執行会議の審議を経て取締役会において決定する。
  - ロ. 取締役会及び経営執行会議での決定に基づく業務執行は、代表取締役の下、取締役及び使用人が迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織規程を定め、それぞれの職務権限や職務責任を明確にし、適切な業務執行と能率の向上を図る。
  - ハ. 会社方針に基づいて現場である店舗が適正に運営されているか、内部監査部門が定期的に監査し取締役及び使用人並びに各部署の長に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び使用人並びに各部署の長は是正処理を講ずる。
- ⑤次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。
  - ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
  - ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
  - ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
    - (i)イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
    - (ii)当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

- (iii)親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。
- ⑥当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役業務を補佐する使用人は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
- ロ. 監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
- ハ. 監査役補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行なうものとする。
- ⑦前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。
- ⑧当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑨次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。
- ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- (i)取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
- a. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。
- b. 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。
- c. 内部通報制度にもたらされた通報の内容。
- d. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。
- (ii)経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。
- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ロ. 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。
- ⑪当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

- ⑫その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の重要課題について、それぞれ定期的に意見の交換を行なうものとする。
  - ロ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - ハ. 監査役は内部監査部門などと連携体制が実効的に構築され、かつ運用されるよう取締役または取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスに関する取組み

- イ. グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」に関する幹部社員向け研修及び一般社員向け研修を実施し、「イオン行動規範」の浸透を図りました。
- ロ. 代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を年間6回開催し、「勤怠管理」、「内部通報制度案件」、「お客さまお申し出対応」、「店舗業務監査結果」、「リスクアセスメントに基づく取組み」などの報告・討議を行いました。また取締役会において「CSR関係報告」を年間7回実施することでコンプライアンス経営の監視・強化に努めました。

### ②情報の保存及び管理に関する取組み

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより適切に保存しています。
- ロ. 経営執行会議議事録、決裁伺い書等の業務執行に係る重要書類は、文書管理規程の保存期間に則り適切に保存しています。

### ③リスク管理に対する取組み

- イ. 地震、洪水、火災等に備え、地震防災規程及び防犯規程に則り、グループ会社と連携して総合地震防災訓練等を実施しました。
- ロ. 想定されるリスク項目を影響額、発生頻度により評価した「想定されるリスクのリスト」に基づき取組み項目を設定し、重点管理しています。
- ハ. 店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、店舗の自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、イオングループ間との連携・情報共有を行い不備項目の改善を実施しています。

### ④職務の適正性と効率性に関する取組み

- イ. 取締役会を年間11回開催し、法定決議事項、経営方針、予算の策定等の重要事項を決定するとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ロ. 通常の業務執行に関しては、経営執行会議を年間12回開催し審議するとともに、3本部体制によるコンパクトな組織と責任体制のもと、迅速な意思決定と業務執行を行いました。

### ⑤監査役の職務の執行について

- イ. 監査役会を年間11回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ロ. 監査役は必要に応じて、会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。
- ハ. 監査役は、内部監査部門から定期的に監査状況の報告を受けるとともに、業務上の保管帳票の査閲、取締役や従業員から聴取を行うことにより、業務の執行状況を直接的に確認しました。

ニ. 監査役は、イオングループの監査役協議会に都度出席し、グループにおける経営上の諸問題、国内の経営環境、監査上の留意点等について討議しました。

⑥内部監査の実施状況について

経営監査室は、監査計画に基づき、以下の監査及び評価を実施し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等に報告を行いました。

- (i) 店舗業務監査
- (ii) フォロー監査
- (iii) まいばすけっと店舗監査
- (iv) 承継店舗部分監査
- (v) 財務報告に係る内部統制評価

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、親会社であるイオン株式会社、及びその子会社が所有する議決権の所有割合が50%を超えていることから、現時点では当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針は、定めをしておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業基盤強化のための内部留保にも留意しながら、1株当たりの株式価値を高め、株主の皆さまへの継続的な安定した利益還元を経営の重要な基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

当事業年度におきましては、2016年4月13日開催の取締役会決議により、1株当たり10円の普通配当とさせていただくことといたしました。

なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2016年5月25日（水曜日）とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2016年2月29日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>26,957</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,229</b>
現金及び預金	4,467	支払手形	1,279
受取手形	9	電子記録債権	1,647
売掛金	620	買掛金	15,448
商貯前払費用	14,689	短期借入金	5,800
前払費用	201	長期借入金（1年以内返済予定）	6,052
繰延税金資産	30	リース負債	83
未収入金	634	未払消費税等	3,062
差入保証金	713	未払費用	700
その他の流動資産	4,882	未払法人税等	1,496
貸倒引当金	695	前受り金	173
	30	預り金	3,753
<b>固定資産</b>	<b>76,927</b>	賞与引当金	526
有形固定資産	61,241	役員業績報酬引当金	41
建物	32,457	店舗閉鎖損失引当金	22
構築物	996	資産除去債	174
器具備	3,871	設備関係の支払手形	2,119
土地	23,731	その他の流動負債	48
リース資産	172	<b>固定負債</b>	<b>25,510</b>
建設仮勘定	12	長期借入金	14,550
<b>無形固定資産</b>	<b>1,669</b>	リース負債	188
借地権	1,268	資産除去債	1,127
施設利用権	119	長期預り保証金	9,614
ソフトウェア	35	長期未払金	27
その他の無形固定資産	52	その他の固定負債	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,016</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>69,740</b>
投資有価証券	343	純資産の部	
出資	0	<b>株主資本</b>	<b>34,108</b>
長期前払費用	1	資本剰余金	6,100
長期前払費用	31	資本剰余金	14,176
繰延税金資産	347	資本準備金	14,176
長期債権	3,284	利益剰余金	14,243
長期差入保証金	9,436	その他の利益剰余金	14,243
その他の投資	9,550	特別償却積立金	8
貸倒引当金	207	固定資産圧縮積立金	173
	△9,185	繰越利益剰余金	14,060
<b>資産の部合計</b>	<b>103,885</b>	<b>自己株式</b>	<b>△411</b>
		評価・換算差額等	△68
		その他有価証券評価差額金	△68
		<b>新株予約権</b>	<b>105</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>34,144</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>103,885</b>

# 損益計算書

(2015年3月1日から  
2016年2月29日まで)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		170,305
売上原価		124,322
売上総利益		45,982
賃貸料収入	15,583	
その他の営業収入	2,290	17,874
営業総利益		63,856
販売費及び一般管理費		55,926
営業利益		7,929
営業外収益		
受取利息及び配当金	41	
その他の営業外収益	436	478
営業外費用		
支払利息	325	
その他の営業外費用	80	406
経常利益		8,002
特別損失		
減損損失	2,364	
固定資産除却損	2	
その他の特別損失	24	2,392
税引前当期純利益		5,609
法人税、住民税及び事業税	2,743	
法人税等調整額	△1,317	1,426
当期純利益		4,183

## 株主資本等変動計算書

(2015年3月1日から  
2016年2月29日まで)

(単位：百万円未満切捨)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,100	13,354	13,354	11	129	11,030	11,170
会計方針の変更による累積的影響額			-			△69	△69
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,100	13,354	13,354	11	129	10,960	11,101
事業年度中の変動額							
吸収分割による増加		821	821				-
特別償却積立金の取崩			-	△2		2	-
固定資産圧縮積立金の積立			-		41	△41	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-		2	△2	-
剰余金の配当			-			△1,039	△1,039
当期純利益			-			4,183	4,183
自己株式の処分			-			△2	△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-				-
事業年度中の変動額合計	-	821	821	△2	44	3,100	3,142
当期末残高	6,100	14,176	14,176	8	173	14,060	14,243



	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△431	30,194	39	39	87	30,321
会計方針の変更による累積 的影響額		△69		-		△69
会計方針変更を反映した 当期首残高	△431	30,124	39	39	87	30,251
事業年度中の変動額						
吸収分割による増加		821		-		821
特別償却積立金の取崩		-		-		-
固定資産圧縮積立金の積立		-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-		-
剰余金の配当		△1,039		-		△1,039
当期純利益		4,183		-		4,183
自己株式の処分	19	18		-		18
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		-	△108	△108	18	△90
事業年度中の変動額合計	19	3,983	△108	△108	18	3,893
当期末残高	△411	34,108	△68	△68	105	34,144

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2016年4月11日

イオン北海道株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 市川 育 義 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン北海道株式会社の2015年3月1日から2016年2月29日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2015年3月1日から2016年2月29日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査役監査基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2、監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載している、親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないよう留意した事項及びその取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年4月12日

イオン北海道株式会社 監査役会

常勤監査役	福	元	英	介	Ⓞ
社外監査役	吉	岡	征	雄	Ⓞ
社外監査役	福	岡	眞	人	Ⓞ
社外監査役	宮	崎		浩	Ⓞ

以上

## 株主総会会場のご案内

会 場 札幌プリンスホテル 「国際館パミール 3階」  
札幌市中央区南3条西12丁目

交 通 地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口より徒歩3分  
2番出口より地上へ出て右(南方面)へ進むと札幌プリンスホテルタワーがございます。  
その西側奥が「国際館パミール」となります。タワーとお間違いないようご注意ください。

(お願い) 無料の駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

